主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人松谷竹三郎、被告人Bの弁護人中野留吉及び被告人Cの各上告趣意(後記)は、孰れも量刑不当の主張であり刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官